

償却資産の申告をお忘れなく！

■問い合わせ 税務課 ☎ 64・6004

■申告は義務

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

この償却資産の課税については、申告制度がとられており、市内に償却資産を所有している法人・個人は、毎年1月1日現在の資産の状況などを、資産の多少にかかわらず、1月31日までに申告しなければなりません。

■税務課へ申告を

市内に償却資産を所有する人は、令和4年1月31日④までに税務課へ申告書を提出してください。

申告書の様式については、税務課窓口または市公

■償却資産とは？

事業を行っている人*が、その事業のために用いる資産（構築物・機械・器具・備品など）のうち、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入できるものを指します。

※工場や商店などの経営や、農業・漁業・不動産業などを行う法人や個人

ホームページ
式HPで入手できます。アクセスは右の
二次元コードまたは下のURLから。

<https://www1.city.obama.fukui.jp/kurashi/zeikin/koteishisanzei/4168.html>



■主な償却資産の例（主要な業種別）

喫茶飲食業

テーブル、いす、陳列ケース、カウンター、レジスター、電子レンジ、冷凍機、製氷機、厨房用品、テレビ、ジュークボックス、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、日よけ、看板、門、塀、駐車場舗装路面など

理容美容業

理容いす、シャンプーいす、洗面設備、湯沸かし機、タオル蒸し器、研磨機、ドライヤー、美顔機、ヘアスチーマー、エアコン、鏡、テレビ、ステレオ、看板、レジスター、待合いす、サインポールなど

農業

ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、育苗機、温室管理装置、器具や機械のアタッチメント、漁船、魚群探知機、養殖用設備、漁具・漁網など

不動産貸付業

塀、フェンス、側溝、看板、駐車場などのアスファルト舗装、ライン引き、物置、自転車置き場、外灯、花壇・植え込みなど

※ただし、次の資産は対象外

- 土地・建物（固定資産税の「家屋」として課税されているもの）
- 自動車など（自動車税・軽自動車税の対象となるもの）
- 無形減価償却資産（漁業権など）
- 使用可能期間が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満の資産で、一時的に損金算入されたもの（少額償却資産）
- 取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括して均等償却されたもの（一括償却資産）

エルタックス

申告には、簡単・便利な **e L T A X（電子申告）** をご利用ください

インターネットを利用して、自宅や職場などから申告などの手続きができます。

利用申込（届出の提出）の後、すぐに利用できるようになります。

利用の申し込みや操作方法については、「e L T A Xヘルプデスク」までお問い合わせください。

● e L T A Xヘルプデスク

【HP】 <https://www.eltax.lta.go.jp/> 【電話】 0570・081459（つながらないときは03・5521・0019）

20歳になったら



国民年金

年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なう“万が一”の事態に備えて、お互いに保険料を出し合い、支え合う制度です。

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入する義務があります。

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018
敦賀年金事務所 ☎ 0770・23・9904

1 加入手続きについて

20歳になったときの加入手続きは、原則として不要です。満20歳を迎えた人には、誕生日からおおむね2週間以内に、日本年金機構から、国民年金に加入した旨の通知が届きます

（厚生年金の加入者は除く）。
通知が届かない場合は、加入手続きが必要です。市民福祉課2番窓口（市役所1階）または最寄りの年金事務所で手続きを行ってください。

2 保険料や支払方法について

国民年金保険料は、月額16,610円（令和3年度）です。支払いは、現金払い（納付書）のほか、口座振替やクレジットカード払いも可能です。

口座振替払いは、現金払い（納付書）に比べて、前納割引の割引率が高くなっています。

3 加入しなかったり、保険料が未納になったりすると…？

「ケガや病気などで障がいが残った場合、受給できるはずの障害年金がもらえない」、「受給資格期間が足りないため老後に年金がもらえない」などの問題が発生します。

特に、仕事をやめたときや、配偶者の扶養から外れたときなどには、国民年金への加入手続きが必要となりますので、忘れずに手続きを行ってください。

4 支払いが難しい場合は、猶予や免除が受けられます

所得が少ないなどの理由で、保険料を支払うことが困難な人は、免除・納付猶予制度や、学生納付特例制度などを利用できます。

手続きは、市民福祉課2番窓口または最寄り

の年金事務所で行ってください。
※学生納付特例制度の申請には、在学証明書の原本または学生証の両面の写し（在学予定期間が記載されているもの）が必要です

5 猶予などを受けた場合、将来の年金はどうなるの？

年金を受け取ることはできますが、追納*しない限り、受け取る金額が保険料を全額納付した場合に比べて低くなります。

猶予などを受けた期間は、本来10年以上必要な保険料支払い期間（受給資格期間）には含まれますが、年金額の計算には含まれないためです。
※猶予などを受けた期間の保険料は、後から遡って支払うことができます（追納制度）

◆追納制度とは…

特例・猶予期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に納付でき、将来の年金額を増やすことができます。追納時の保険料額は、当時の金額が基準となりますが、3年度以上遡る場合は、加算額が上乗せされます。
(例) 令和3年度に追納する場合、平成30年度以前の保険料に加算額が上乗せされる